指定訪問看護事業所 運営規程

第 1 条（事業の目的）

合同会社【アルメリア】が開設する【アルメリア訪問看護ステーション】（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者に対して適切かつ円滑な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

第 2 条（運営の方針）

1. 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 主治の医師、介護支援専門員その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 事業の実施に当たっては、関係法令及びその他の諸規則を遵守する。
5. 利用者及びその家族に対して、必要な説明を行い、同意を得た上でサービスを提供する。
6. 利用者の人権を尊重し、虐待の防止及び身体的拘束等の適正化に努める。

第 3 条（事業所の名称及び所在地）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称

【事業所名】

アルメリア訪問看護ステーション

【郵便番号】630-8053

【住所】奈良県奈良市七条 1 丁目 8-28-1 号

【電話番号】 090-9056-7863

第 4 条（職員の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 （看護職員と兼務。なお、自らも指定訪問看護等の提供に当たるものとする。）

1 名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行い、指定訪問看護等の提供に関して必要な指揮命令を行う。

2. 看護師

3 名以上（常勤換算 2.5 名以上）

看護師は、主治の医師の指示に基づき、利用者の病状及び心身の状況を把握し、療養上の世話、診療の補助、家族等への療養上の指導その他必要な看護を行う。

3. 准看護師

必要に応じて配置する。
准看護師は、看護師の指示の下、療養上の世話その他必要な看護を行う。
4. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士
必要に応じて配置する。
利用者の身体機能及び生活機能等の状況を踏まえ、主治の医師の指示及び訪問看護計画等に基づき、必要なリハビリテーションを行う。
5. 事務職員必要数を配置する。
事業所の庶務、会計、請求事務その他必要な事務を行う。

第 5 条（営業日及び営業時間）
事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
（1）　営業日月曜日から金曜日まで営業とする。
ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
（2）　営業時間午前【9 時 00 分】から午後【6 時
00 分】までとする。
（3）24 時間対応体制
利用者の状態等に応じ、緊急時に必要な対応ができるよう、24 時間連絡可能な体制を整備する。

第 6 条（通常の事業の実施地域）通常の事業の実施地域は、次の区域とする。
奈良市、大和郡山市、生駒市、天理市、生駒郡（安堵町、斑鳩町）
ただし、利用者の状況、職員の勤務体制及び交通事情等を勘案し、その他の地域についても対応することがある。

第 7 条（指定訪問看護等の内容）指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。
（1） 健康状態の観察及び疾病の予防・悪化防止
（2） 清拭、洗髪、入浴介助等の清潔保持
（3） 食事及び排泄等の日常生活の援助
（4） 褥瘡等の予防及び処置
（5） 医師の指示による医療処置
（6） 服薬管理及び療養生活上の助言
（7） ターミナルケア
（8） 認知症等の利用者に対する看護
（9） 精神疾患を有する利用者に対する看護
（10）小児に対する訪問看護
（11）リハビリテーション
（12）家族等への療養上の指導及び助言
（13）その他、主治の医師の指示に基づき必要と認められる看護

第 8 条（利用料等）

1. 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護保険法その他関係法令に定める額とする。

2. 健康保険法等による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、健康保険法等関係法令に定める額とする。

3. 前 2 項のほか、利用者の同意を得て受領する費用の内容は次のとおりとする。 **なお、費用の額については別紙「訪問看護料金表」に定める。**

(1) 第 6 条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護等に要した交通費

(2) 営業時間外（土日祝日、年末年始、夜間・早朝等）に指定訪問看護等を行った場合の費用

(3) 規定のサービス時間を超えて行う訪問看護（延長）の費用

(4) 居宅以外の場所への訪問看護に関する費用

(5) 通院等の受診同行を行った場合の費用

(6) 死後の処置（エンゼルケア）を行った場合の費用

(7) 利用者の都合によるキャンセルの場合のキャンセル料

(8) 指定訪問看護等の提供に伴い必要となる衛生用品等に要する費用

(9) その他、保険適用外のサービス提供に伴い必要となる費用

4. 前各項の費用の支払いを受けた場合は、利用者又はその家族に対して領収証を発行するものとする。

第 9 条（訪問看護計画及び報告）

1. 看護師等は、利用者の心身の状況、希望及び主治の医師の指示を踏まえて訪問看護計画を作成する。
2. 訪問看護計画について利用者又はその家族に説明し、同意を得る。
3. 訪問看護計画に基づくサービスの実施状況を記録する。
4. 主治の医師及び介護支援専門員等に対し、必要に応じて訪問看護報告書等により報告する。

第 10 条（緊急時等の対応）

1. 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状が急変した場合、必要な応急処置を行うとともに、速やかに主治の医師その他関係機関へ連絡し、必要な措置を講ずる。
2. 夜間・休日等において緊急の連絡があった場合には、契約及び利用者の状態に応じて必要な対応を行う。
3. 緊急時には、あらかじめ確認した緊急連絡先に連絡する。

第 11 条（事故発生時の対応）

1. サービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、主治の医師、介護支援専門員その他関係機関へ連絡する。
2. 事故の状況及び対応内容を記録する。
3. 必要に応じて損害賠償等の必要な措置を講ずる。

第 12 条（衛生管理）

1. 職員の健康管理及び感染症の予防に努める。
2. 感染症及び食中毒の発生及びまん延を防止するため必要な措置を講ずる。
3. 訪問看護に必要な衛生管理及び感染防止対策を適切に行う。

第 13 条（虐待防止）
1. 利用者の人権擁護及び虐待防止のため必要な措置を講ずる。
2. 虐待防止に関する責任者を置く。
虐待防止責任者：【代表取締役　　植田 守】
3. 職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的に実施する。
4. 虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合は、関係法令に基づき必要な対応を行う。

第 14 条（身体的拘束等）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
身体的拘束等を行った場合は、その状況、理由及び経過等を記録する。

第 15 条（秘密保持）職員は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。
また、退職後も同様とする。

第 16 条（個人情報の保護）
利用者及びその家族の個人情報について、関係法令及び事業所の個人情報保護に関する規程に基づき適切に管理する。
第 17 条（苦情処理）
利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置する。

苦情相談窓口
【事業所名】アルメリア訪問看護ステーション
【職名・氏名】代表取締役 植田 守
【電話番号】090-9056-7863
必要に応じて、奈良市その他関係機関と連携して対応する。

第 18 条（ハラスメント対策）職員に対する利用者又はその家族等からの暴力、セクシュアルハラスメント、その他のハラスメントを防止するため、必要な措置を講ずる。

第 19 条（業務継続計画）感染症や非常災害の発生時においても必要なサービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画（BCP）を策定し、必要な研修及び訓練を実施する。

第 20 条（記録の保存）
サービス提供に関する記録その他必要な記録を、関係法令に定める期間保存する。

第 21 条（その他）
この規程に定めのない事項については、関係法令その他の規定に従い、適切に対応する。

附則

この規程は、令和【8】年【12】月【1】日から施行する。